ID:　141

担当部署:　都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	改良住宅の自動車保管場所の使用許可の取消し
例規名 根拠条項	芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例　第12条第3項及び第4項(芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第47条の準用)
例規番号	昭和61年条例第22号

【根拠条文】

(準用)

第12条

3　別表第1に掲げる自動車保管場所の管理については、この条例に定めるもののほか、市営住宅条例第43条から第47条まで(第44条第2項を除く。)及び第51条の規定を準用する。

4　別表第2に掲げる自動車保管場所の管理については、この条例に定めるもののほか、市営住宅条例第43条から第47条の2まで(第44条第2項を除く。)及び第51条の規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第47条の2第3項中「別表第3」とあるのは「別表第2」と読み替えるものとする。

【基準】

準用する芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第47条の規定による。

(使用許可の取消)

第47条　市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合において、保管場所の使用許可を取消し、又は明渡しを請求することができる。

(1)　第44条の使用者資格を失ったとき。

(2)　不正の行為により使用許可を受けたとき。

(3)　使用料を3月以上滞納したとき。

(4)　正当な理由によらないで15日以上保管場所を使用しないとき。

(5)　前各号のほか、保管場所の管理上必要があると認めるとき。

備考

設定年月日	平成29年1月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日